

川越市工事検査要領

(趣旨)

第1条 本市が施行する建設工事において、検査の適正かつ円滑な執行を図るため、検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の基準)

第2条 検査の測定箇所、出来形寸法の規格値及び品質については、次の表に掲げる仕様書及び特記仕様書によるものとする。

工事の種類	仕様書の種類
土木工事	1 埼玉県土木工事共通仕様書
建築工事	1 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 2 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 3 木造建築工事標準仕様書 4 日本建築学会編集建築工事標準仕様（JASS）
電気設備工事	1 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 2 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）
機械設備工事	1 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 2 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編）
解体工事	1 建築物解体工事共通仕様書

2 工事の検査は、施工の管理状況及び施工内容について、別表に定めるところにより、その適否を検査するものとする。

(中間検査を省略することができる工事)

第3条 川越市工事検査規則第4条第1項に規定する市長が別に定める工事は、次の表のとおりとする。

工事の種類	工事の内容
土木工事	1 主に道路の表層工に限定された工事 2 主に道路の付属物（街灯、道路標識、区画線等）設置に限定された工事 3 主に芝張りに限定された工事 4 主に植栽に限定された工事 5 主に工作物等の解体に限定された工事

建築工事	<ul style="list-style-type: none"> 1 主に屋根又は外壁の塗装に限定された工事 2 主に屋根の防水に限定された工事 3 主に建物の解体に限定された工事
電気・機械設備 工事	<ul style="list-style-type: none"> 1 主に工場製作による機器等の設置に限定された工 事
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽易な修繕又は維持管理に係る補修等の工事で技 術管理課長が特に認めるもの

(中間検査の結果報告)

第4条 工事検査員は、川越市工事検査規則第11条に規定する中間検査結果報告書に中間検査確認書(様式第1号)を添付するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、川越市中間工事検査の実施要領(平成10年4月1日制定)は廃止する。

別表 検査項目一覧表

書面検査		検査方法	主な工事関係書類
共通事項	準備 (契約時)	資料	現場代理人等通知書 下請負人通知書 工程表 資材・製造所等選定報告書 材料承諾願い兼承諾書 施工計画書 試験計画書（生コン、アスコン等） 資材試験報告書 施工体系図・施工体制台帳 工事实績情報登録制度（コリンズ） 建設業退職金共済制度
	施工時 完成時	資料	工事記録（工事現場連絡票） 工事日報 材料検査請求書 工事写真 実施工程表 品質管理試験報告書 施工図・製作図・承諾図 出来形管理図 産業廃棄物管理票 工事完成通知書
実地検査		検査方法	着眼点
共通事項		資料 計測 観察	工程表に基づく工事進捗状況 工事用仮設物の安全対策 工事現場の全体的な整理、安全管理 各部の施工方法及び仕上材 出来形・出来栄

様式第 1 号

中間検査確認書

工事契約番号		検査回数	第 回
工事名			